

## 本会助成事業等の対象経費についてQ&A

本会の助成事業等の対象経費について、下記によくある質問をまとめましたので、参考にしてください。

Q1 補助対象外の経費はどんなものですか？

A1 下記が対象外経費となります

- (1) 単なる娯楽事業（例：親睦会や旅行、忘年会等）及びそれらに供する旅費
- (2) 飲食費（例：会議・打合せ等の茶菓代、弁当代等）  
※ただし、研修会等で外部から招く講師等の飲食代はこれに含まれない
- (3) 社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの

（例示）

① 本人負担とすることが適当であるもの

（例：史跡への拝観料、保険料（注1）等）

（注1）ただし、「老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブ活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わない損害保険」や「老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険」はこれに含まない。

② 個人の利益となるような物品等にかかる経費（例：参加者粗品・景品代）

※ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓及び料理教室の食材費等はこれに含まれない

Q2 郵券の購入はできますか？

A2 研修会等開催通知の送付や情報提供のための郵券の購入は可能です。

Q3 スポーツイベントで熱中症予防にペットボトル飲料を参加者全員に配布できますか？

A3 参加者に対するペットボトル等の提供は好ましくありません。

参加者には水筒等の持参をお願いするか、参加料を徴収して飲み物を配布してください。